

## D-アミノ酸学会会則

### 目的

D-アミノ酸に関する異分野の研究者が共に知見を交換し、互いの連携によってD-アミノ酸の役割、意義、合成、代謝、ひいては地球上におけるホモキラリティの起原の解明など、キラリティの本質を明らかにしようとするものである。本会は、生命科学、工学、農学、医学、薬学、などにまたがる関係諸分野の英知を集め、上記の目的達成を期するものである。

### 学会会則

#### 第1条 名称

本学会は、「D-アミノ酸学会」(D-Amino Acid Research Society) という。

#### 第2条 目的

本学会は、会員のD-アミノ酸に関する研究の発展と、日本及び世界における当該研究の開発・推進をはかり、関連学(協)会の研究者並びに技術者の当該研究に対する理解を深め、もって学術・文化の発展に寄与することを目的とする。

#### 第3条 事業

本学会は、前条の目的達成のため次の事業をおこなう。

1. 研究発表会・学術講演会等の開催
2. ホームページの開設と運営
3. その他前条の目的達成のために必要な事業

#### 第4条 所在地

本学会は前条の事業を行うため別に定める所在地に事務局及び団体所在地をおく。

#### 第5条 運営

本学会は、総会、運営委員会、専門委員会によって運営する。

#### 第6条 会員

本学会の会員は、以下の正会員、学生会員、賛助会員、名誉会長、名誉会員とする。

1. 正会員は、D-アミノ酸研究または関連分野の研究に従事する個人で、本学会が承認したものとする。
2. 学生会員は、大学、大学院またはこれに準ずる学校等に在籍し、D-アミノ酸研究または関連分野の研究に従事する学生個人で、本学会が承認したものとする。
3. 賛助会員は、本学会の目的に賛同し、その事業を援助する個人または団体で、本学会が承認したものとする。
4. 名誉会長、名誉会員は、本会の進歩発展に多大な寄与、特別な功労のあった者のうち運営委員会で推薦した者とする。

## 第7条 会員の権利

会員は、第3条で定めた本学会の行う事業に参加することができる。

## 第8条 会費納入

会員は、別途定められた会費等の費用を前納しなければならない。また、別途定められた期間以上これらを滞納した場合は、会員の資格を失うものとする。

## 第9条 入会・退会

入会および退会手続きは、別途定める。

## 第10条 除 籍

第12条で定める運営委員会において、学会会員として不相当と決議されたものは、会員の資格を消失するものとする。

## 第11条 役 員

本学会は、名誉会長1名、会長1名、会計担当1名、学会運営委員（以下委員と略す）を若干名、監事2名を置くものとする。

## 第12条 役員の仕事

会長は、学会を代表し、会務を統括する。

会計担当は、会の出納事務を処理し、それらに関する帳簿及び書類を管理する。

委員は、運営委員会（以下委員会と略す）を構成し、学会運営の任にあたる。また、会長を補佐し会長が任務を遂行できない場合は、代行する。

監事は、本会の財務を監督し、総会に於いて監査報告を行う。

## 第13条 運営委員会

委員会は、互選により会長を選出する。

会長は、必要な時に委員会を招集し、本学会に関する諸事項を審議・決定する。

会長は、委員会の円滑な運営のために、委員の中から幹事を指名し会長の補佐にあたらせることができる。

## 第14条 専門委員会

委員会は、正会員の中から専門委員を委嘱し、本学会に関する諸事項を諮問することができる。

## 第15条 役員を選出

会長は委員会が正会員の中から選出し、総会の承認を得たものとする。

委員、会計担当および監事は、委員会が正会員の中から選出し、総会の承認を得たものとする。

## 第16条 役員の仕事

名誉会長・会長・委員・会計担当・監事の任期は2年とする。（ただし、名誉会長、会長・委員・会計担当・監事は留任を妨げない。）

役員に欠員が生じた場合は、通常の選出方法に従い補充することができる。

## 第17条 総会

本学会は、定期総会を開き、必要なときは臨時総会を開くことができるものとする。

## 第18条 会則の改正

本学会会則の改正は、運営委員会の議を経て総会の承認を得るものとする。

## 付則

1. 本学会に入会を希望するものは、入会申し込み書に必要事項を記入し、委員会へ提出のうえ会員資格の承認を受けなければならない。
2. 会員として承認されたものは、すみやかに所定の入会金、会費（1年分）を事務局へ納入しなければならない。本会の会計年度は、4月1日～翌年3月31日とする。
3. 上記費用を納入したものについて、委員会は入会手続きをとり、会員として登録する。また、3年以上会費を滞納したものは、会員の資格を失うものとする。
4. 本学会から退会を希望するものは、退会申し込み書に必要事項を記入し、委員会へ提出しなければならない。当該年度の年会費（未納分も含む）は納入しなければならない。
5. 本学会の会費は以下のとおりとする。
  1. 入会金1,000円（正会員、賛助会員）
  2. 会費 正会員 会費年額 3,000円
  3. 賛助会員 会費年額（1口）20,000円
  4. 学生会員（所属する大学に勤務する正会員の証明、または在学証明書の添付を要する）無料とする。
  5. 名誉会長、名誉会員の会費は免除とする。
6. 会費振込先：※通帳名義は日本語（和名）のみとする

日本郵政公社（郵便局）

郵便局から振込の場合

口座名義人 Dアミノ酸研究会

記号 14060

番号 35010481

他行から振込の場合

店名 408店

預金種目 普通預金

口座番号 3501048

口座名 Dアミノ酸研究会

7. 第4条に定めのある事務局及び団体所在地を以下に置く  
名古屋市昭和区駒方町4丁目43-3 株式会社ライトハンド内

2018年9月6日改訂  
2021年9月12日付則改訂  
2021年12月1日改訂